X 沖縄県立開邦高等学校学校評議員に関する規程

1 沖縄県立開邦高等学校学校評議員設置要項

(目 的)

第1条 本校の学校運営や教育活動等について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、県民の期待に応えられる開かれた特色ある学校づくりを推進するため、沖縄県立開邦高等学校に学校評議員(以下「評議員」という。)を置く。

(役割)

- 第2条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について意見を述べる。
 - 一 学校運営や教育活動に関すること。
 - 二 学校と家庭や地域社会との連携に関すること。
 - 三 その他、 校長が必要と認めること。

(構成及び任期)

- 第3条 評議員は、沖縄県立学校評議員設置要綱に基づき、保護者や地域住民等の中から校長が推薦し、沖縄県教育委員会が委嘱する。評議員の数は5人とする。
- 2 評議員の任期は、 委嘱した日からその年度末までとする。 ただし、特別の事情のあるときは、 任期満了前に当該評議員を解任することができる。
- 3 評議員に欠員が生じた場合は、補欠の評議員を置くことができる。 ただし、その任期は前任者 の残任期間とする。
- 4 評議員は、3年を限度として再任させることができる。 (秘密の保持)
- **第4条** 評議員は、 その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。 評議員を退い た後も同様とする。

(評議員による会議)

- 第5条 校長は、各学期に少なくとも1回、評議員による会議(以下「会議」という)を開催する。
- 2 会議は、校長が招集し、評議員一人一人はそれぞれの立場において意見を述べる。
- 3 校長は、意見等を教職員及UPTA等に周知するとともに、学校運営や教育活動等に役立てる。 (報償等)
- **第6条** 評議員に対する報償費等は、設置者である沖縄県教育員会の判断により、予算の範囲内において支給する。ただし、評議員の事情により支給しないこともある。 (その他)
- **第7条** この要項に定めるもののほか、学校評議員による会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この設置要項は、平成13年4月1日から施行する。

2 沖縄県立開邦高等学校学校評議員運用規程

沖縄県立開邦高等学校評議員設置要項第7条の規定に基づき、本校評議員の運営等については、次のように定める。

1 評議員の構成

- ・ 評議員の人数は、 原則として5人とする。
- ・ 評議員は、 次に掲げる者のうちから校長が推薦し、県教育委員会が委嘱する。
- ① 地域住民を代表する者
- ② 本校保護者代表
- ③ 本校に関係する団体等の代表
- ④ 地元大学等関係者
- ⑤ その他、 校長が必要と認める者
- ・本校のPTA役員、 教員及び生徒は含まない。また、女性を含むよう配慮する。
- 2 任期

委嘱された日からその年度末までとする。再任については、特段の事情がない限り連続して3年 を超えないものとする。

- 3 委嘱とそれを解く場合の手続き
 - ・ 校長は、 評議員にふさわしいと認める者を、各年度の始業時までに県教育委員会に推薦し、 県教育委員会が委嘱する。
 - ・ 校長は、 評議員としてふさわしくない事情が生じた場合には、県教育委員会に評議員の解任 を申し出ることができる。
 - ・ 評議員に欠員が生じた場合は、校長は、県教育委員会に報告し、補欠の評議員を推薦する。 この場合、 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員による会議(以下「会議」という。)の開催

校長は、会議を主宰し、学期1回をめどに会議を行い、必要と認めた場合には、臨時に会議を開催することができる。

- 会議は、各評議員の意見を校長に提言するもので、意志形成や調整を行うものではない。
- 会議には、教頭、事務長、主任、PTA会長の他、必要に応じて関係職員等を出席させる。
- ・ 評議員は、職務上知り得た秘密や個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、また、同様とする。
- 5 会議における意見の公表等
 - ・ 学校は、会議における評議員の意見を取りまとめ、ホームページ等に掲載するなど広く公表に 努める。
 - 学校は、会議の実施後、速やかに県教育庁県立学校教育課まで報告を行う。

附 則

この規程は、 平成13年4月1日から施行する。